

保育の必要性の認定に関する区分（保育必要量）について

(1) 認定の種類

利用施設	対象児童	認定区分	
幼稚園 認定こども園	3歳以上児	1号認定（教育標準時間認定）	
保育所 認定こども園 家庭的保育事業等	3歳以上児	2号認定（保育認定）	保育標準時間
			保育短時間
	3歳未満児	3号認定（保育認定）	保育標準時間
			保育短時間

(2) 保育の必要性の認定

番号	保育を必要とする事由
1	就労
2	妊娠、出産（産前産後8週間）
3	保護者の疾病・障害
4	同居親族等の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動（起業準備を含む）
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
8	虐待やDVのおそれがあると認められること
9	育児休業取得時に、既に保育を利用していること（継続利用が必要と認められる場合）
10	その他市町村が認める事由

(3) 保育時間の認定

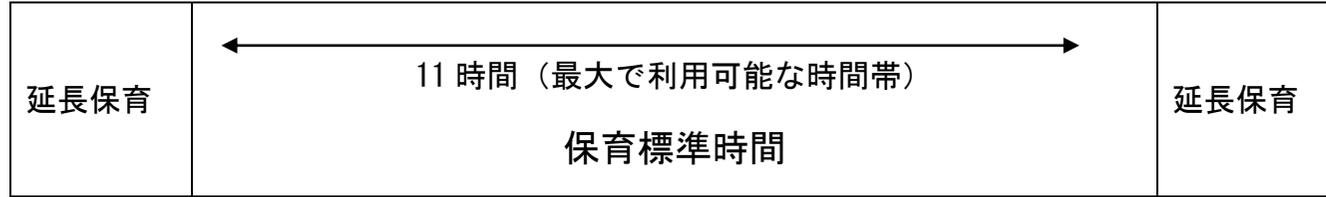
区分	保育必要量
保育標準時間	11時間の中で保育を必要とする時間
保育短時間	8時間の中で保育を必要とする時間

※ 既に保育所に入所しているお子さんについては、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定となります。

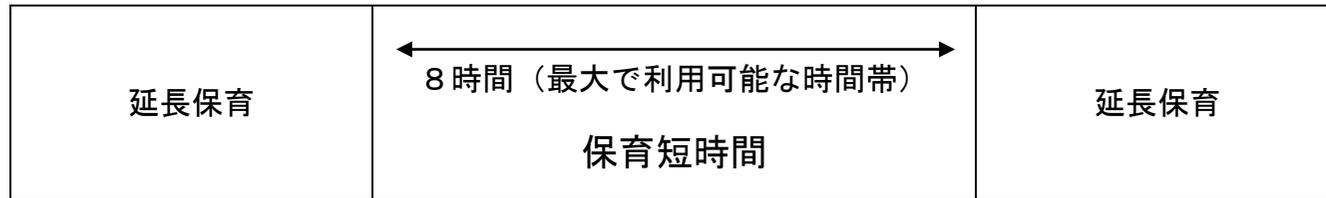
(4) 保育時間の認定の考え方

《参考1》

保育標準時間で
認定を受けた場合

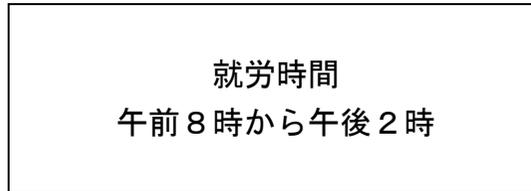


保育短時間で
認定を受けた場合

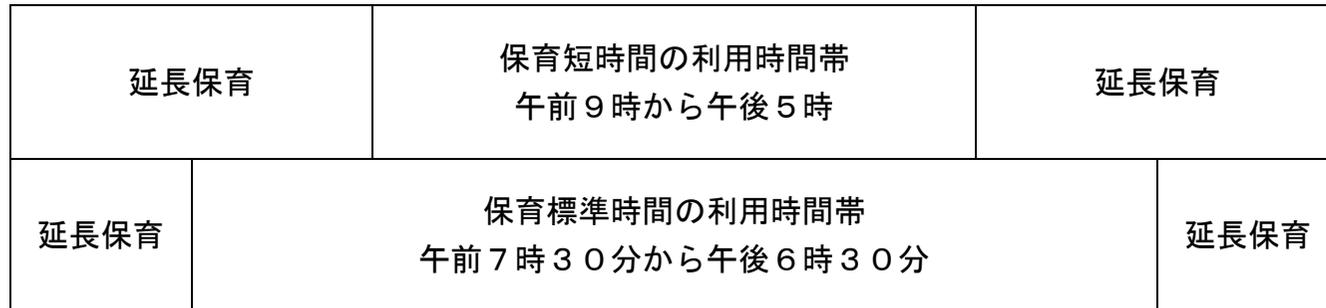


《参考2》

保護者の就労時間



施設が設定する
利用時間帯



(5) 保育の必要性の認定に係る事由ごとの「保育必要量」について

番号	保育を必要とする事由	保育必要量の区分		備考	市の考え方
		標準時間	短時間		
1	就労	標準時間	短時間	2区分は必須 標準時間：月120時間以上 短時間：月96時間以上120時間未満	第5回藤井寺市子ども・子育て会議で意見聴取
2	妊娠、出産（産前産後8週間）	標準時間		保護者の申出により短時間は可	
3	保護者の疾病・障害	標準時間	短時間	短時間に統一することも可	現行通り 原則、短時間とする
4	同居親族等の介護・看護	標準時間	短時間	2区分は必須	
5	災害復旧	標準時間		保護者の申出により短時間は可	
6	求職活動（起業準備を含む）	標準時間	短時間	短時間に統一することも可	現行通り 原則、短時間とする
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	標準時間	短時間	2区分は必須	
8	虐待やDVのおそれがあると認められること	標準時間		保護者の申出により短時間は可	
9	育児休業取得時に、既に保育を利用していること（継続利用が必要と認められる場合）	標準時間	短時間	短時間に統一することも可	現行通り 原則、短時間とする
10	その他市町村が認める事由	標準時間	短時間	市町村の判断で1区分にすることも可	2区分 事由より判断する